

2006年7月

2006JIP大会適用 IPC水泳競技規則抜粋

SM4 スタート

- SM4.1 すべてのIPC Swimming 競技会では1回スタートルールが適用される。
- SM4.2 自由形、平泳ぎ、バタフライのレースでは、スタートは飛び込みによって行う。審判長の長い笛の合図で(SM2.2.5)選手はスタート台上がり、とどまる。スターターの“テイク・ユア・マーク(位置 について)”の指示で、すぐに、少なくとも片足をスタート台前縁にかけ、スタート姿勢をとる。手の位置は関係ない。すべての選手が静止したら、出発合図員はスタートの合図(ピストル、警笛、笛、指令)をする。
- SM4.2.1 視覚障害の選手は、審判長の長い笛の合図で“テイク・ユア・マーク(位置 について)”の指示の前にスタート姿勢をとることができる。
- SM4.2.2 バランス維持に問題のある選手は、スタート台上で腰・手・腕をつかむなどバランスをとるための補助をボランティアによってのみつけることができる。選手がスタートで静止できるよう補助を加えてもよいが、補助が選手に不公平な利益をあたえるものであってはならず、例えば、スタート時にスタート台で90度垂直を前方へ超えた状態で保持されてはならない。補助の申請用紙をテクニカルデレゲート/アシスタントテクニカルデレゲート、および/あるいはテクニカルアドバイザーの承認を得るために、記入し、提出しなければならない。
- SM4.2.3 選手はスタート台の横からスタートしてもよい。
- SM4.2.4 審判長の長い笛の合図で、下肢に障害のある選手は、スタート台に座った姿勢をとってもよい。
- SM4.2.5 選手は水中スタートをしてもよいが、スタートの合図があるまで、片手はプールサイドに接触していなければならない。溝や底に立つことは禁止されている。
- SM4.2.6 視覚障害の選手で、医学的な理由がある場合、水中からスタートすることができる。競技開始に先立ってテクニカルデレゲートに医

学的診断書を提出しなければならない。

- SM4.2.7 水中スタートにおいて、競技者がプールサイドをつかめない場合は、スタッフが補助するか介助器具が使用される。介助器具は、テクニカルデレゲート/アシスタントテクニカルデレゲートおよびテクニカルアドバイザーが明確で安全だと判断するものとする。スタートで選手に勢いを与えてはならず、その場合はフォルススタートとなる。選手は、スタートの合図があるまで壁に体の一部をつけておくこととする。
- SM4.2.8 S1,S2,S3クラスの選手は、スタートの合図がなされるまで足を壁につけて保持してもらってよい。スタートの際に選手に勢いを与えてはならず、その場合はフォルススタートとなる。
- SM4.2.9 擦り傷を防ぐために、タオルを一枚あるいはそれと同様のものをスタート台に敷いてもよい。ただし、それはスタート台の高さを劇的に高くするものであってはならない。
- SM4.2.10 視覚と聴覚の重複障害の選手の場合、タッパーが口頭での指示を使わずに選手にスタートの合図を伝えてもよい。
- SM4.2.11 FCSクラス分け選手に聴覚障害のある場合で、スタートライトが使用されていないとき、選手は、口頭による指示を使用せずにスタートの合図を伝えることができる。
- SM4.3 選手が、自分のクラスのレベルを上回って真の能力を助長するようなスタート用介助器具を使用することは禁止されている。
- SM4.4 背泳ぎとメドレーリレーのスタートは水中で行う。審判長の長い笛の合図で(SM2.2.5)、選手は速やかに入水する。2度目の長い笛の合図で、速やかにスタートの位置につく(SM6.1)。すべての選手がスタートの位置についたら、スターターは“テイク・ユア・マーク(位置について)”の指示をし、全員が静止したら、スタートの合図をする。

SM4.5 パラリンピック大会、世界選手権大会、他のIPC Swimming 競技会では、“テイク・ユア・マーク(位置について)”の合図は英語でなされる。パラリンピック大会では、スタートの合図は、各スタート台に取り付けられた拡声器でなされる。これらの拡声器の音量を十分大きくすることによって、SM4.6に記載されているように、フライングを示す合図の繰り返しと区別するようにしなくてはならない。

SM4.6 スタートの合図がなされる前にスタートした選手は失格となる。失格が宣告される前に、スタートの合図がなされた場合には、レースはそのまま続行され、終了後フライングをした選手を失格とする。スタートの合図がなされる前に、失格が宣告されれば、合図はされず、残りの選手を呼び戻して、出発合図員が違反のあった旨を告げ、再度スタートを行う。

SM4.7 フライングの合図は、スタートの合図と同様であるが、繰り返し行い、フライング・ロープを落とす。あるいは、スタートがフライングであると、審判長が判定した場合、まず笛を吹き、次に出発合図員が繰り返し合図し、フライング・ロープを落とすこともある。

SM4.7.1 視覚障害でS11の選手にとって、望ましいスタートを行うために、観客はその選手がフライング・ロープを通過するまで、静寂を保つようにしなければならない。選手はやじや笛などによる騒音をフライングの合図を勘違いするおそれがあるからである。

SM5 自由形

SM5.1 自由形はどのような泳形(スタイル)で泳いでもよい。ただし、メドレーリレーおよび個人メドレー競技においては、自由形は、バタフライ、平泳ぎ、背泳ぎ以外の泳法でなければならない。

SM5.2 各折り返しおよびゴールタッチでは、泳者の身体の一部が壁に触れなければならない。

SM5.3 スタートおよび折り返しの後、身体が完全に水没していてもよい距離15mを除き、完全な1回のストロークサイクルの間に選手の身体の一部が水面上に出なければ

ばならない。壁から15mまでに頭は水面上に出ていなければならない。

定義：1回のストロークサイクルとは、1回の肩関節の完全な回転、および/または、1回の股関節の完全な上下運動をいう。

SM6 背泳ぎ

SM6.1 スタートの合図に先立ち、選手はスタート側に向いて、両手でスターティング・グリップを握って水中で一列に並ぶ。爪先を含む両足は、水面下になければならない。溝の中あるいは上に立ったり、溝の端につま先をかけたてはならない。

SM6.1.1 スターティング・グリップを握ることができない選手は、プールの端をつかんでもよい。

SM6.1.2 水中スタートで、選手がプールサイドをつかむことができない場合、介助スタッフが補助するか介助器具を使用してもよい。介助器具は、テクニカルデレゲート/アシスタントテクニカルデレゲートおよび/あるいはテクニカルアドバイザーにより、安全と判断され承認されたものとする。スタート時に選手に勢いを与えることは認められず、その場合はフォルススタートみなされる。選手はスタートの合図があるまで、身体の一部を壁に接触させていなければならない。

SM6.1.3 S1,S2,S3クラスの選手はスタートの合図がなされるまで足を壁につけて保持してもらってよい。スタートの際に選手に勢いを与えてはならず、その場合はフォルススタートとなる。

SM6.2 スタートの合図がなされたときと、ターンの後、レース中、選手は前進し、仰向けの姿勢で泳がなければならない。SM6.4に記載されているように、ターンを行っているときを除く。通常の仰向け姿勢は、身体が回転した(ローリングの)動きを含むが、水平姿勢から90度以上であってはならない。頭部の位置は関係ない。

SM6.3 スタートおよび折り返しの後、身体が完全に水没していてもよい距15mを除き、完全な1回のストロークサイクルの間に選手の身体の一部が水面上に出なければならない。壁から15mまでに頭は水面上に出ていなければならない。
定義：1回のストロークサイクルとは、1回の肩関節の完全な回転、および/または、

1回の股関節の完全な上下運動をいう。

SM6.4 ターン中、一連の片方あるいは両手の腕のプルがターンの初めに行われた後、肩を胸に対して垂直に向けてもよい。身体がいったん仰向けの姿勢を離れたら、ターンの一連の動作と無関係なキックや腕のプルを行ってはならない。選手は、壁をはなれたら、仰向き姿勢に戻らなくてはならない。ターンは、選手の身体のいずれかの部分を壁に接触しなくてはならない。

SM6.4.1 両腕がないか、または両腕の機能がでない選手は、ターンの際にいったん身体が仰向けの状態を離れたら、一連のターン動作と関係のないキックをしてはならない。その選手は壁を離れた後すぐに仰向きに戻らなければならない。ターンを遂行するときは身体の一部が壁に接触しなければならない。

SM6.5 ゴールタッチの時、選手は仰向けの姿勢で壁に触れなければならない。その際、身体は水没してもよい。

SM7 平泳ぎ

SM7.1 スタート、ターン後の最初の腕のかき始めから、身体はうつぶせに保たれているものとする。いかなるときも、仰向けに回転することは許されない。

SM7.1.1 スタート後および各ターン後、片脚あるいは両脚で壁を蹴ることができない場合は、うつ伏せ姿勢になるために、同時でない、または水平方向でないストロークを一回行ってもよい。

SM7.2 片腕あるいは両腕のすべての動作は、同時に同じ水平面で、動作を変えずに行うこととする。

SM7.3 手は、胸から水面、水面下、水面上に胸から前方へむかって同時に出すこととする。肘はターンの前とゴールでの最終ストロークを除いて水面下になくはならない。手は水面あるいは水面下へ戻す。手は、スタート後および各ターン後のひとかきを除いて、ヒップラインよりも後方へ戻してはならない。

SM7.4 両脚の動作は、同時に同じ水平面で、動作を変えずに行うこととする。

- SM7.4.1 片脚 / 両脚および / あるいは片足 / 両足に障害がある
選手は、同じ水平面で同時に両脚を動かす意思をみせなければならない。
い。
- SM7.5 両足は、キックで推進している間、外側を向いていなくてはならない。あおり足、バタ足、下方へのドルフィンキックは認められない。足が水面上に出る動作は、下方へのドルフィンキックを行う以外は認められる。
- SM7.5.1 通常の推進力を得るために片 / 両脚および / または両足が使用できない選手は、キックの推進局面において、障害のある足を外側に向ける必要はない。
- SM7.5.2 通常の推進力を得るために両脚および / または両足を使用できない選手は、その脚をひきずってもよい。
- SM7.6 ターンやゴールのとき、タッチは両手同時に水面、水面上あるいは水面下で行う。頭はタッチの前の最後のひとかきの後、水没してもよいが、タッチの前の最後の完全なあるいは不完全な手のかきの間のどこかのポイントで頭が水面上に出ているものとする。
- SM7.6.1 両手の長さが異なる選手のターンやフィニッシュは長い方の手で壁にタッチしなくてはならないが、両腕は同時に前へ伸ばされなくてはならない。
- SM7.6.2 上肢を伸ばしてもそれが頭より短い選手は、ターンやゴールのとき、上半身の一部で壁にタッチする。
- SM7.6.3 各ターンとゴールにおいて、ひとかきのサイクルに一方の腕のみを使う選手の場合、一方の腕あるいは手でタッチすればよいこととする。
- SM7.6.4 各ターンとレースとゴールにおいて、両腕を使うが、肩や肘に制限のある選手の場合、長い方の腕の手で壁にタッチしなくてはならないが、両腕は同時に前方へ伸ばさなくてはならない。

SM7.6.5 SB11とSB12にクラス分けされた視覚障害の選手は、各ターンとレースのゴールにおいて、コースロープに近づきすぎた場合、同時にタッチするのが難しい場合があるかもしれない。その場合にその選手が有利さを得ることがないときは、失格とならない。

SM7.7 競技中は、ひとかきとひとけりの順で行われる一連の動作中に頭の一部は水面上に出なければならない。スタートと各ターンの後に、完全に身体が水没した状態で、ひとかきとひとけりをしてよいが、それを除いて、完全なサイクルのひとかき、ひとけりの間、選手の頭部の一部分が水面から出ることとする。

SM7.7.1 機能しない腕がある場合、残りの部分でなされた完全なひとかきをひとつのストロークとする。

SM7.7.2 両脚あるいは両腕あるいはそれらの一部がない場合は、キック動作あるいはそれぞれの腕のかきを、ひとつのストロークとする。

SM8 バタフライ

SM8.1 スタートと各ターン後の最初の腕のかきの開始から、身体はうつぶせに保たれ、両肩は通常の水面と平行であるものとする。水面下での横向きのキックは許される。いかなるときも仰向けになることは許されない。

SM8.1.1 選手がドロップショルダーテストを受け、肩を通常の水面と同じ高さに維持できないと判断された場合、選手は両肩を通常の水面と同じ高さに維持する必要はない。

SM8.1.2 スタート後および各ターン後、片脚あるいは両脚で壁を蹴ることができない場合は、うつ伏せ姿勢になるために、同時でない、または水平方向でないストロークを一回行ってもよい。

SM8.2 ストロークサイクルにおいて、レースを通じて両腕は水上を前方へ同時に戻され、同時に後方へかかれなければならない。SM8.5を参照のこと。

SM8.2.1 S11とS12にクラス分けされた視覚障害の選手は、ストロークサイクルにおいて、コースロープにかかって両腕を同時に前方に運ぶことが難しい場合があるかもしれない。その場合にその選手が有利さを得ることがないときは、失格とならない。

SM8.2.2 片腕あるいは腕の一部が失われている場合、ひとつのストロークとは残存している部分での完全なひとつのストロークとする。

SM8.2.3 片腕が機能しない場合、もう一方の腕での完全なストロークをひとつのストロークとする。

SM8.2.4 両上肢が機能しない場合、下肢のすべての動作をひとつのストロークとする。

SM8.3 脚のすべての動作は同時に行われなくてはならない。垂直方向への脚および足の同時に行われる上下動作は許される。足あるいは脚は同じ水平面になくてもよいが、交互動作は許されない。

SM8.3.1 両脚がない、あるいは機能しない場合、その下肢はひきずってもよい。

SM8.4 各ターンとレースのゴールにおいて、タッチは水面、水面上、あるいは水面下で、両手で同時に行われなければならない。

SM8.4.1 レースで各ターンとゴール時、選手の両腕の長さが異なる場合、長い方の腕のみで壁にタッチしてもよいが、両腕を前方に同時に伸ばしていなくてはならない。両肩は、タッチしている間、水平の位置に保っていなくてはならない。

SM8.4.2 両上肢がない、または機能しない場合や、両上肢が短かすぎて、頭上へ伸ばすことができない場合は、ターンとゴールにおいて、上半身の一部で壁にタッチする。

SM8.4.3 各ターンとレースのゴールにおいて、ストロークサイクルにおいて片腕のみを使う選手は、片腕または片手でのタッチをすることとする。

SM8.4.4 各ターンとレースのゴールにおいて、両腕を使うが、肩や腕に制限がある選手は、長い方の腕の手で壁にタッチしなくてはならないが、両腕は同時に前方へ伸ばさなくてはならない。

SM8.4.5 S11とS12にクラス分けされた視覚障害の選手は、各ターンにおいて、コースロープに近づきすぎた場合、同時にタッチするのが難しいかもしれない。その場合にその選手が有利さを得ることがないときは、失格とならない。

SM8.4.6 各ターンとレースのゴールにおいて、下肢が機能しない選手は、壁にタッチするために、片腕または両腕の前方への水中での半ストロークが許される。

SM8.5 スタートと各ターンにおいて、選手は水面に浮き上がるため、水面下で回数に制限なくキックすることと水中でのひとかきは許されるが、かいた手は必ず水面上に抜かなければならない。スタートとターンの後、身体は完全に水没していてもよいが、壁から15mの地点までに頭は水面上に出ていなければならない。また、次の折り返しあるいはゴールまで身体の一部が水面上に出ていなければならない。

SM9 メドレー競技

SM9.1 個人メドレーは、4泳法を次の順序によって泳がなければならない。： バタフライ・背泳ぎ・平泳ぎ・自由形

SM9.1.1 150m個人メドレーは、3泳法を次の順序によって泳がなければならない。
： 背泳ぎ・平泳ぎ・自由形

SM9.2 メドレーリレーでは、次の順序で泳がなければならない。
： 背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライ・自由形

SM9.3 各泳法では、それぞれの泳法の規則に従って泳がなければならない。

SM10 競技

- SM10.1 その種目で規定された距離を完泳しない場合は、選手は失格となり、リザルトにはDNF(Did not finish-完泳せず)と示される。
- SM10.2 競技を全うするためには、競技者は、単独で定められた全距離を泳ぎきらなければならない。
- SM10.3 競技者は、スタートしたコースと同じコースでゴールしなければならない。
- SM10.3.1 視覚障害の選手が、スタート後、またはターンしてから誤って他のコースや使用されていないコースで水面に出た場合、そのコースでゴールすることが認められている。選手が、本来のコースに戻る必要がある場合、タッパーは口頭で指示を与えても良い。ただし、その場合には、選手の名前をはっきりと呼び、他の選手が混乱したり、またはレースを妨害したりしないようにしなくてはならない。
- SM10.4 すべての種目で、ターンにおいては、選手の身体がプールまたはコースの端に接触しなければならない。ターンは壁で行い、プールの底から離れて一歩踏み出してはいけない。
- SM10.5 自由形、あるいは個人メドレーで自由形を行うとき、プールの底に立っても失格とはならないが、歩くことや前進することは許されない。
- SM10.6 コースロープを引っ張ることは許されない。
- SM10.7 競技者が自分のコースを逸脱したり他の競技者の妨害をした場合は、失格となり、その違反が故意と認められたとき、審判長はその事実を組織委員会、テクニカルデレゲート、アシスタントテクニカルデレゲート、選手の所属選手団に報告する。
- SM10.8 いかなる選手も、競技中にスピード、浮力、の補助またはレッグドラッグを増強軽減させるいかなる用具(たとえば水掻きが付いた手袋、足ひれ、ウエットスーツなど)を使用したり着用してはならない。ただし、ゴーグルは着用してもよい。

- SM10.8.1 FCSクラス分け選手は、レースにおいて、義足や矯正具の使用は許されない。
- SM10.8.2 個人種目またはリレーで、視覚障害の選手に、プールの端に近付いたことを知らせる人が必要である。また必要ならばリレーの際、その選手のリレー区間のスタートを知らせる人と接触してもよい。この方法をタッピングといい、タッピングを行う人のことを「タッパー」と呼ぶ。S11の選手の場合、タッピングが義務付けられている。
- SM10.8.3 FCSクラス分け選手は安全上の理由からタッピングされてもよい。タッピングが必要なFCSクラス分けの選手は、医学的診断書を用意しなければならない。その診断書を、競技開始前にテクニカルデレゲートまたはアシスタントテクニカルデレゲートに提出しなければならない。
- SM10.9 全ての選手がレースを完了するまでの競技中に、そのレースにエントリーされていない選手が水に入った場合、いかなる選手もその競技会におけるそれ以後の出場資格を失う。